

# 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 入会及び退会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第6条及び第9条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入会)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

## (入会金)

第3条 入会金の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める入会金規程による。

## (会費)

第4条 会費の金額及び納期に関する細則は、定款第8条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

## (退会事由及び手続)

第5条 本会を退会しようとする会員は、退会手続を行い、いつでも任意に退会することができる。

2 会員が定款第9条及び第10条の規定により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。

## (再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

## (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第7条 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。

3 定款第9条および10条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲

について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(規程の改廃等)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(細則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。